

期間限定千葉県アンテナショップ設置・運営・物販業務委託仕様書

本仕様書は、当該業務委託の企画提案募集にあたり、業務の概要として、業務内容及び要求事項、確認事項等を示すものであり、最終的な業務委託仕様書は、受託者決定後、協議の上、千葉県（以下「県」という。）が作成する。

1 委託業務名

期間限定千葉県アンテナショップ設置・運営・物販業務

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

3 業務目的

大阪・関西万博が開催され、本県が出展する令和7年夏季において、大阪府内在住・在勤者向けに、期間限定の千葉県アンテナショップを設置し、まだ知られていない「千葉ならではの商品」を展開するとともに、本県の魅力をPRすることで、大阪府内での県産品の販売促進につなげ、さらなる物産振興を図る。

本業務においては、県が指定する場所における会場設営、期間中の会場管理、運営、物販業務等を実施する。

4 業務内容

本事業において受託者は、店舗レイアウトの設計・設置・撤去、店舗運営、各種申請手続、広報及びPR、アンケート調査及びレジデータ分析とそのフィードバック等の業務を行う。

実施にあたっては、下記、業務執行場所施設管理者と施設利用に係る契約を締結し、施設の一時使用料及び店舗運営に係る各種諸経費を支払う。

店舗においては、県が選定した商品の出品事業者と販売に係る契約を締結し、委託販売、買取りのいずれかの方法で仕入れ、販売を行う。

また、大阪圏を中心とした県外のバイヤーを本県に招聘し、県産品の生産現場等の視察を含む商談会を開催する。

なお、全ての業務を県から支払われる委託料と商品の販売収益で実施する。

（１）業務執行場所及び開設期間

阪急梅田 2 階中央催事店（面積 72m²）

- ・住所：大阪府大阪市北区芝田一丁目 阪急大阪梅田駅 2 階改札内
- ・期間：令和7年9月4日から15日の12日間（予定）（設営、撤去等の準備期間を除く）とする。

契約後、施設側と利用に関する契約など、各種契約を締結すること。

開催期間12日分の施設の一時使用料（固定賃料+歩合賃料）として385万円を委託料に計上すること。

なお、一時使用料は、精算後、実費分のみ委託料として県は受託者に支払う。

施設概要については、別紙「阪急梅田 2 階中央催事店について」参照。

阪急大阪梅田駅 1 階イベントスペース（面積 25m²）

- ・住所：大阪府大阪市北区芝田一丁目 阪急大阪梅田駅 1F 中央WEST広場
- ・期間：令和7年8月27日から30日の4日間（予定）（設営、撤去等の準備期間

を除く)とする。

契約後、施設側と利用に関する契約など、各種契約を締結すること。

開催期間4日分の施設の一時使用料(固定賃料)として156万円を委託料に計上すること。

施設概要については、別紙「阪急大阪梅田駅1階イベントスペースについて」参照。

なお、上記2施設については県において仮予約済みであり、詳細な開設期間は、県と施設管理者が協議の上決定する。

(2) 業務時間

店舗開店時間は、午前11時から午後10時までを基本とする。

店舗開店時間は、午前10時から午後8時までを基本とする。

施設利用可能時間は、別途、施設管理者県及び県の指示に従うこと

(3) 店舗名称及び店舗テーマ

店舗名称は「ちばI・CH I・BA 千葉の魅力を発見する楽しい市場」とし、業務目的の達成やアンテナショップのPRに効果的な店舗テーマを提案すること。

(4) 商品研究

販売スタッフ(応援県職員含む)が県産品について積極的な商品説明ができるよう、スタッフ研修会を事前に実施すること。少なくとも過去の売上10位以内の品目については、試食・試飲を行うこと。また、生鮮品については具体的な調理方法や保管方法についても共有すること。

(5) 店舗レイアウトの設計・設置

阪急梅田2階中央催事店について

以下のア～ウの店舗機能を有し、業務目的を遂行するために効果的な店舗レイアウトの設計を提案すること。また、設置にあたっては、事前に県及び施設管理者と協議し、同意を得るものとする。

ア 物販コーナー

- ・千葉県の特産品を販売するスペースを設置すること。
- ・陳列の中に「発酵コーナー」をつくり、県産品の発酵食品を取り上げてPRすること。
- ・物販を行う什器については、施設管理者が指定した業者と事前に確認の上、発注すること。
- ・250種類程度の商品を陳列可能な設計とし、レイアウト等に応じ増減させること。
なお、商品選定は、県が行うものとする。
- ・取扱商品には、生鮮食品もあるので、それらを展示、販売、試食に供するために必要な冷蔵用の什器、調理器具及び人員等を確保すること。
- ・可能な限り陳列した全ての商品が来店者に見えやすく、手に取りたくなるような工夫を行うこと。
- ・見た目が類似している商品を販売する際は、個々の商品の特性が来店者にわかるよう工夫すること。
- ・什器下段には、商品のストックを収納できるようにするなどの工夫を行うこと。
- ・個々の商品について、プライスカード、ポップ等を大きく見やすく設置すること。
設置の際は、簡単に外れないように、必要な処置を施すこと。
- ・設置するプライスカード、ポップ等のデザイン・内容等は、施設管理者及び県と事前に相談すること。

イ 情報コーナー

- ・パンフレットを設置可能なラック等を用意すること。
- ・県が用意するPR映像や画像等を素材とした店内放映用の動画を、観光情報発信の観点から作成し、営業時間中に流すこと。また、放映用のモニターを設置すること。
- ・情報コーナーの内容については、県及び施設管理者と事前に相談すること。

ウ バックヤード

- ・会場である阪急梅田2階中央催事店のバックヤードだけで、商品ストック等を保管できるスペースが不足する場合には、別途倉庫等を確保すること。
- ・必要に応じて保管スペースに冷蔵庫、冷凍庫を設置すること。
- ・各機能の面積については、物件の形状等に即し、上記に示した業務内容が実現できる面積とすること。

バックヤードとは別に、売場と同じフロアに7～8㎡の広さで2カ所倉庫スペース有り。バックヤード備付けの冷蔵庫、冷凍庫及び倉庫スペースの利用料金は、県が支払う施設利用料金に含む。

阪急大阪梅田駅1階イベントスペースについて

以下のア～エの店舗機能を有し、業務目的を遂行するために効果的な店舗レイアウトの設計を提案すること。また、駅利用者の動線を妨げない店舗レイアウトとし、設置にあたっては、事前に県及び施設管理者と協議し、同意を得るものとする。

ア イベントスペース全体

- ・試飲試食する者と購入する者が交錯しないレイアウトとすること。
- ・使用する什器は、店舗テーマに即し、千葉らしさを感じられるものを提案すること。県及び施設管理者と協議し、発注すること。
- ・同イベントスペース内にバックヤードがないため、試飲・販売品の在庫を置くスペースを確保したレイアウトとすること。
- ・陳列した商品及び試飲・試食する商品が来店者に見えやすく、手に取りたくなるような工夫を行うこと。
- ・取扱商品の展示、販売、試飲試食に供するために必要な冷蔵用の什器、調理器具及び人員等を確保すること。
- ・設置するプライスカード、ポップ、注意書き等のデザイン・内容等は、施設管理者及び県と事前に相談すること。
- ・大阪・関西万博における本県出展ブースと合わせ、「発酵」をテーマとすること。
- ・なお、商品は、阪急梅田2階中央催事店の出品商品を中心に、酒類をはじめとした発酵食品から県が選定する。取扱商品には、冷蔵が必要な食品もあるので、それらを展示、販売、試食に供するために必要な冷蔵用の什器、調理器具及び人員等を確保すること。

イ 大阪・関西万博コーナー

- ・大阪・関西万博内本県出展ブースでは、「千葉県の発酵」にかかわるブース（産業・文化・技術等の展示・紹介や、ワークショップ・体験コーナー、関連団体が各々の発酵の文化や技術を展示）を出展予定である。
- ・上記の県出展ブースと連動し、相互の集客に効果的な企画を提案し、県及び施設管理者と協議の上、実施すること。

例：大阪・関西万博内本県出展ブースで掲示されているチーバくんの写真を撮り、当コーナーで見せてくれた方に限定チーバくんグッズをプレゼント。

ウ 試飲試食コーナー

- ・千葉県日本酒をはじめとした発酵食品を試飲試食できるスペースを設置すること。なお、座席を設置しないなど、来店客が滞留しないレイアウトとすること。
- ・酒類を試飲に供する場合は、おつまみを同時に展示するなど、販売促進につながる工夫をすること。

エ 物販コーナー

- ・千葉県酒類とその他発酵食品を販売するスペースを設置すること。
- ・酒類の試飲を中心とした設計とし、当日試飲提供する酒等を配置するレイアウトとすること。
- ・見た目が類似している商品を販売する際は、個々の商品の特性が来店者にわかるよう工夫すること。
- ・個々の商品について、プライスカード、ポップ等を大きく見やすく設置すること。設置の際は、簡単に外れないように、必要な処置を施すこと。

(6) 装飾

- ・4(5)の店舗機能が持つ店舗機能間の動線等を考慮し工事を行うこと。
- ・会場近辺の通行者に千葉県のアンテナショップと視認してもらえるよう、店舗テーマに即した店頭看板、ディスプレイ、照明、装飾等を作成・設置すること。
- ・店舗終了後、施設管理者が指定する期日までに、原状回復すること。
- ・工事にあたっては、施設管理者の指示等に従うこと。

(7) 備品の賃借

4(5)の店舗機能の実現に必要な備品及び本業務の遂行に必要な備品については、受託者が賃借等により用意すること。

(8) 商品仮置き倉庫の手配

店舗開設期間以前に出品事業者から届いた商品を仮置きする倉庫を以下のとおり受託者が手配すること。

- ・常温品をストックできる倉庫（倉庫のうちの一区画も可）。広さは、段ボール箱1,000箱程度を同時に置ける程度であること。
- ・冷蔵品、冷凍品をストックできる倉庫（倉庫のうちの一区画も可）。広さは、段ボール箱50箱を同時に置ける程度であること。
- ・手配する倉庫は4(2)及びの設営開始日の一週間前からアンテナショップが終了する翌日までの期間手配すること。

(9) 仮置き倉庫から店舗開設場所への運搬、検品・レジ入力

4(8)の商品仮置き倉庫から4(1)の業務執行場所まで、仮置きしている商品を設営開始日までに受託者が運搬すること。また、運搬先での検品、レジ入力を施設管理者と協力し、行うこと。

商品を業務執行場所へ運搬する際には、県が所有するもので、運営上必要な物品なども合わせて運搬すること。

(10) 店舗運営

店舗運営業務については、レジ対応、商品管理（発注、仕入、陳列、補充等）、プライスカード及び商品ポップの作成・掲示、接客、呼び込み、混雑時の整列対応などお客様対応等を行うこと。

ア 運営体制・管理について

- ・業務期間中、各店舗に管理責任者を設置し常駐させること。なお、管理責任者は、すべての配置場所において衛生・維持管理を行うこと。

- ・店舗の運営及び維持管理に必要な店舗スタッフを配置すること。店舗スタッフは全員が商品の説明が出来ることとし、

阪急梅田 2 階中央催事店については、

- ・店舗管理、商品管理、レジ対応等のために店舗責任者を含め常時 6 名以上
- ・コンシェルジュを、常時 1 名以上

阪急大阪梅田駅 1 階イベントスペースについては、

- ・店舗管理、商品管理、レジ対応、試飲試食対応等のために店舗責任者を含め常時 6 名以上
- ・コンシェルジュを、常時 2 名以上
- ・外国語対応（英語・中国語・韓国語のいずれか 1 言語以上）ができるスタッフを 1 名以上

なお、コンシェルジュとは、顧客に応じて、商品のより具体的な提案が出来る者とする。さらに、コンシェルジュの選定に当たっては、県と協議の上、決定すること。

- ・食品衛生責任者など、店舗運営に当たり法令等に基づき資格が必要な場合は、資格を有するスタッフを配置すること。
- ・業務マニュアル（トラブル対応等を含む）を作成し、県に提出するとともに店舗スタッフに順守させること。
- ・トラブル発生時等の緊急連絡網を作成する等、施設管理者及び県への報告も含めた緊急時の連絡体制を構築し、確実に実行すること。
- ・店舗スタッフのユニフォームについて、店舗テーマに即した統一感のあるデザインを提案すること。

イ 物販について

- ・商品の仕入れについて、受託者は直接、出品事業者と契約を結ぶものとする。ただし、契約内容は県と協議の上、調整すること。
- ・委託販売手数料等、商品を販売した際に発生する収益は、受託者の収益とする。
なお、委託販売の際の手数料は販売希望価格の 20 % を想定している。
実際の仕入れ方法及び手数料等の詳細については、県及び出品事業者と協議の上、決定すること。
- ・仕入方法は、委託販売、買取りのいずれの方法も妨げないが、買い取りの場合で開設期間後に在庫が発生した場合、受託者が在庫処理を行うものとする。
- ・開設期間にわたって商品の欠品が生じないように、受託者は、仕入量及び発注や品出しのタイミングについて、細心の注意を払うこと。その際、出品事業者に返品の可能性について、事前に説明し、十分理解を得てから契約を行うこと。
- ・クレジット、電子マネー、ポイント等を利用した販売の際に発生する手数料、集配金・入金システム使用料及び釣銭準備金手数料など、店舗運営時に発生する各種手数料は、受託者の負担とする。
- ・店舗で破損品が生じた場合の商品購入等の費用を負担すること。

ウ 試飲試食について

- ・試飲試食に供する商品は、県と協議の上決定すること。
- ・商品の試飲試食に係る費用は、生産者から提供を受けた場合を除き、受託者が負担すること。なお、試飲に供する日本酒は、1 日当たり 1,500 杯程度を想定している。
- ・生産者の応援が得られた場合は、生産者と調整の上、人員配置を適切に見直すこと。

- ・試飲試食を担当する者は、来店客に対して、提供品の説明をすること。
- ・混雑回避を目的として、来店客が滞留しない工夫をすること。
- ・酒類の試飲を実施するにあたり、来店客の年齢確認や適切な酒量の提供方法等の研修を店舗スタッフに対して実施すること。
- ・開設期間にわたって試飲試食ができるよう、提供するタイミングや量について、細心の注意を払うこと。
- ・試飲試食の提供の仕方については、施設管理者及び県と事前に相談すること。
また、提供中に施設管理者や駅管理者等から指示があった際は、それに従うこと。

エ その他

- ・物販用に用意する、店舗テーマに即した紙袋やレジ袋（各種サイズ）のデザインを提案すること。
- ・の店舗においても、試飲試食を施設管理者と相談の上、効果的に行うこと。
- ・店舗運営に関わるスタッフについて、業務従事者届（様式１）を県に提出すること。
また、資格が必要となるスタッフを配置する場合は、資格証明書のコピーを添付すること。
- ・業務期間中、業務日報（様式２）を作成し、当日中に県に提出すること。
- ・業務最終日の店舗閉店後に、商品在庫及び店舗設営のために県から持ち込み使用した備品等を県の指定箇所に配送すること。配送費用は、当該契約の委託料に含むものとする。
- ・県内事業者の販売力向上のため、事前の出品者説明会を開催し、店舗テーマ及び前回実施結果に関する説明を行うこと。

（１１）保健所、税務署等への各種申請手続き

試飲試食、酒類販売等に伴い、保健所、税務署等へ各種申請手続きを行うこと。なお、申請に際し手数料が必要な場合、その費用は委託料に含むものとする。

（１２）広報及びＰＲ

千葉県アンテナショップ開催情報の広報や取扱商品の知名度向上、千葉県への誘客促進につなげるため、店舗開設前及び期間中において、以下のとおり実施すること。

ア チラシ・ポスターの作成

- ・チラシ（Ａ４サイズ両面）及びポスター（Ｂ１サイズ）の電子データを作成すること。チラシ・ポスターのデザイン・内容等は、訴求力があり、英語併記する等、インバウンドも呼び込めるものを提案の上、県及び施設管理者と協議の上、決定すること。
- ・チラシは１万枚印刷し、ポスターは必要最小枚数（５枚程度）を印刷すること。
- ・ポスターは、阪急大阪梅田駅に設置されているポスターボード等で、効果的な設置場所を提案し、県と協議の上、掲出すること。

施設管理者の都合により掲出できない場合は除く。

ポスターボード利用料金は、委託料に含む。

イ 阪急大阪梅田駅利用者への広報

アンテナショップ開設期間中、阪急大阪梅田駅利用者をアンテナショップへ誘客するため、柱巻き広告を利用するなど効果的な広報を実施すること。

広告費用は、委託料に含む。

ウ WEBサイト・SNSを活用したＰＲ

- ・千葉県アンテナショップＰＲ用サイトをSNSアカウント開設し、店舗開設前及び開設期間中にＰＲを行うこと。

- ・企画内容や取扱商品情報等を掲載し、最新の情報を随時更新するものとする。
- ・毎日オススメの一品を紹介するなど、千葉県アンテナショップの魅力が伝わり、興味を引くような情報発信の内容・手段を提案すること。
- ・インターネット広告を活用するなど、WEBサイト及びSNSアカウントの認知度向上のための広報手段を提案すること。

上記の内容やデザイン、数量等については、施設管理者及び県と協議の上、決定すること。また、必要に応じて英語表記をするなど、外国人向けの広報も行うこと。

(13) バイヤー商談会及び事前準備

販路拡大に繋げるため、大阪圏を中心とした県外のバイヤーを1泊2日程度の行程で本県に招聘し、県産品の生産現場等の視察を含む商談会を開催する。

ア バイヤー向け周知について

- ・大阪圏を中心とした百貨店や小売店等のバイヤーに対し、県から提供するアンテナショップの販売実績等を基に、30社程度直接訪問し、バイヤー商談会の周知を行うこと。なお、訪問対象とするバイヤーについては、提案の上、県と協議の上決定すること。
- ・上記の直接訪問の中で、参加の可能性が高いバイヤーについては、オンライン等で、商談会実施に向けたヒアリングを行い、満足度の高い商談会を実施できるよう努めること。
- ・バイヤー向けの販促用サンプル品を用意し、提供すること。
- ・対応したバイヤーの記録を残し、県に報告すること。

イ バイヤー商談会について

- ・千葉県に関心のあるバイヤーを呼び、1泊2日程度で商談会・生産地視察を行う。
- ・招集対象とするバイヤーは、大阪圏を中心とした百貨店や小売店等の県外バイヤーとし、10人(1事業者あたり1人まで)を想定すること。
- ・バイヤー商談会に参加するセラーは、提案の上、県と協議し、50社を決定すること。なお、セラーは、の店舗に出品している事業者を中心に、県内事業者のうち生産者、食品製造業者等(伝統的工芸品製作者含む)を提案すること。
- ・スケジュール例：

1日目 ホテル内の会議室等を利用し、BtoBの商談会 希望商材を掲げたバイヤーブースに、県内事業者が順番に話を行う。 2日目 バイヤーをバスに寄せ、県内事業者の生産・製造現場を複数か所回る。

- ・2日目の行程の中で、昼食をはさむこと。千葉県ならではの食事を提供することが望ましい。
- ・バスの手配や会場費等、商談会・生産地視察に係る経費は全て委託料に含まれるものとする。

(14) アンケート調査・レジデータ分析とそのフィードバック

ア 来店者アンケート

- ・業務期間中、来店者(外国人含む)に対して、千葉県アンテナショップ及び酒類試飲販売に関するアンケート調査を実施すること。
- ・QRコードを活用したWEBアンケートを実施する等、回答数を増やす取組をすること。
- ・調査回答者への謝礼として魅力的なノベルティ(2,200個程度)を用意し、回答促進に繋げること。

- ・アンケート調査内容については、施設管理者及び県と協議の上、決定すること。

イ 出品事業者アンケート

- ・及び の出展期間終了後、10日以内及び3か月以降に出品事業者に対して、千葉県アンテナショップ及び酒類試飲販売に係る出品に関するアンケート調査を実施すること。
- ・WEBアンケートとする等、回答数を増やす取組をすること。
- ・アンケート調査内容については、施設管理者及び県と協議の上、決定すること。

ウ バイヤー商談会アンケート

- ・バイヤー商談会終了後、10日以内及び3か月以降にバイヤー及びセラーに対して、それぞれバイヤー商談会参加に関するアンケート調査を実施すること。
- ・WEBアンケートとする等、回答数を増やす取組をすること。
- ・アンケート調査内容については、施設管理者及び県と協議の上、決定すること。

エ アンケート結果・レジデータの分析とそのフィードバック

- ・実施したアンケートについて、集計・分析し県に報告すること。
- ・レジデータ（POSデータ）について、集計・分析し県に報告すること。
- ・各報告書は、PDF形式及び編集可能なデータ（Microsoft Word、Excel 又は Power Point 形式）形式で提出することとする。
- ・県に報告したアンケート調査及びデータ分析の結果は、千葉県に帰属するものとする。
- ・県内事業者の販売力向上のため、開設期間後には、出品事業者等向けに開催結果をフィードバックする研修を開催すること。

（15）損害保険、損害賠償について

ア 業務期間中に発生した対人事故、対物事故についての補償を行う保険に加入することとし、その保険料は委託料に含まれる。

イ 受託者が、故意または過失により店舗、備品等を損傷し、または滅失したときは、受託者の負担により原状回復すること。

ウ 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

（16）独自提案

そのほか、効果的な取組や魅力的な商品があれば提案すること。

（17）各種記録の作成・提出

ア 開催期間中の会場風景等について、記録写真の撮影を行い、データで納品すること。納めるデータの形式は、JPGまたはPNG等のWindows11(OS) \ Microsoft Office365 を搭載したパソコンで、閲覧及び簡易な編集が可能なものとする。

イ 本業務が取り上げられたメディアの記録を行い、データで納品すること。納めるデータの形式は、必要に応じ、その都度県と協議の上で決定すること。

5 留意事項

- （1）委託業務の実施に当たっては、施設管理者及び県と十分協議し、その指示及び監督を受けなければならない。また、社会状況に変化があった場合には、実施内容について、施設管理者及び県と協議の上で実施することとする。
- （2）委託業務の処理を一括して他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (5) 県が天災等により、事業の中止または縮小を決定した場合においては、契約金額の範囲内で、県は、実際に要した経費をもとに受託事業者と協議して取り決めた金額を支払うものとする。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、事業の内容を変更または中止する場合があるが、変更する場合、委託料の範囲内で柔軟に対応するものとし、県が求める事項は最大限実現できるよう努めること。
- (7) 委託料については、事業実績等によって減額精算することがある。
- (8) 受託者が、株式会社エキ・リテール・サービス阪急阪神及び阪急百貨店が行う出店審査に通らなかった場合、県は、受託者が債務の全部の履行が不能であると判断し、契約を解除する。
- (9) 本仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、県及び受託者は遅滞なく協議を行うものとする。

(様式 1)

令和 年 月 日

千葉県知事 様

住所
名称
代表者名

業務従事者届

期間限定千葉県アンテナショップ設置・運営・物販業務委託仕様書の規定に基づき、
以下のとおり業務従事者を届出いたします。

氏 名	従事期間	資格	備考
	月 日 ~ 月 日		
	月 日 ~ 月 日		
	月 日 ~ 月 日		
	月 日 ~ 月 日		
	月 日 ~ 月 日		
	月 日 ~ 月 日		
	月 日 ~ 月 日		
	月 日 ~ 月 日		
	月 日 ~ 月 日		
	月 日 ~ 月 日		

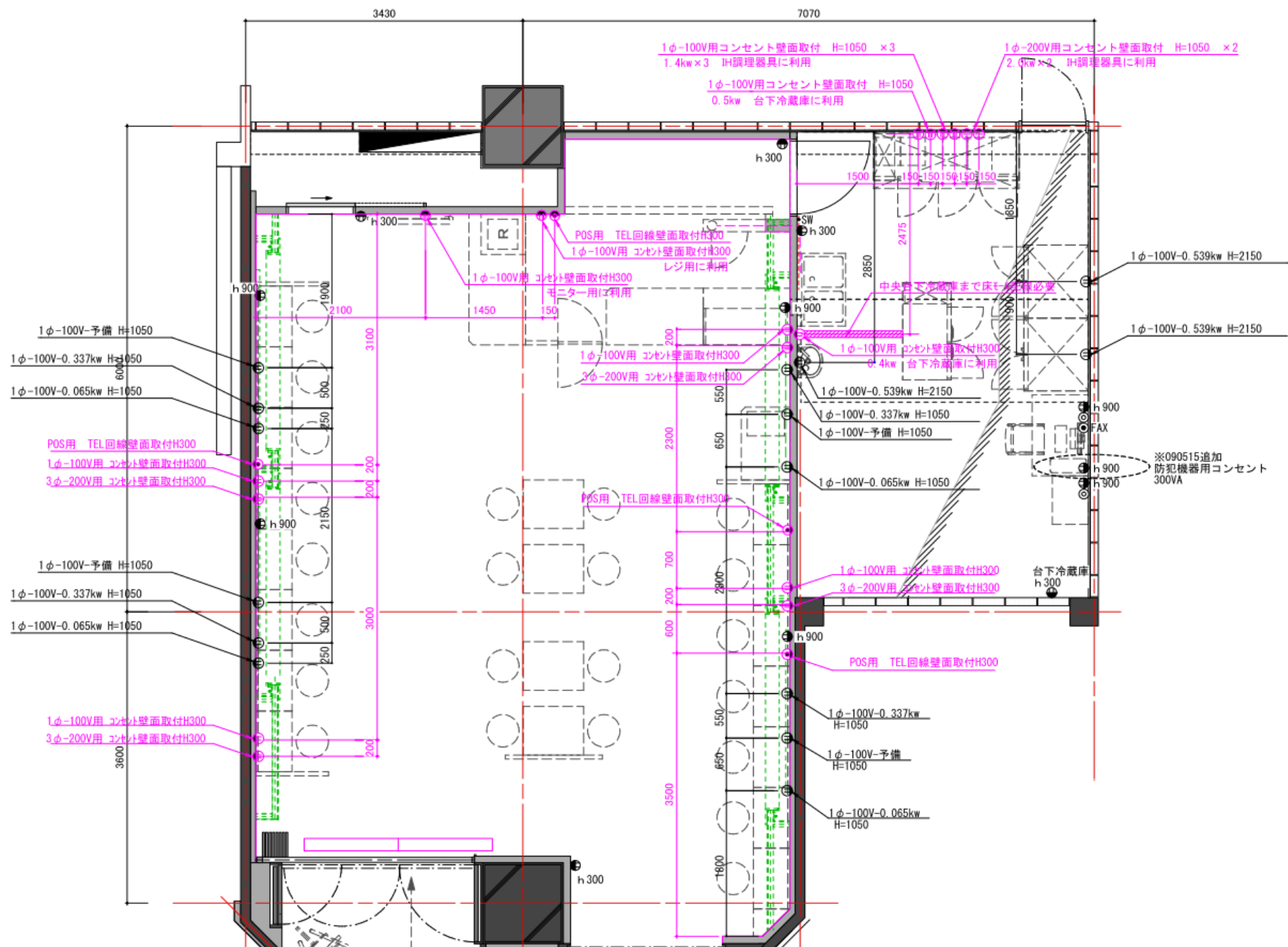
(様式 2)

業 務 日 報

管理責任者氏名：_____

業 務 実 施 日	月 日
業務実施時間	時 分 ~ 時 分
開 店 時 間	時 分 ~ 時 分
天 候	
購 入 者 数	人
購 入 金 額	円
客単価	円 小数第 2 位は四捨五入。
購入品目上位	1 位 商品名 () 販売個数 (個) 金額 (円) 2 位 商品名 () 販売個数 (個) 金額 (円) 3 位 商品名 () 販売個数 (個) 金額 (円) 4 位 商品名 () 販売個数 (個) 金額 (円) 5 位 商品名 () 販売個数 (個) 金額 (円)
販促に向けた取組事項	・
来店者の意見・感想	・
管理責任者の所見	・
特 記 事 項	・

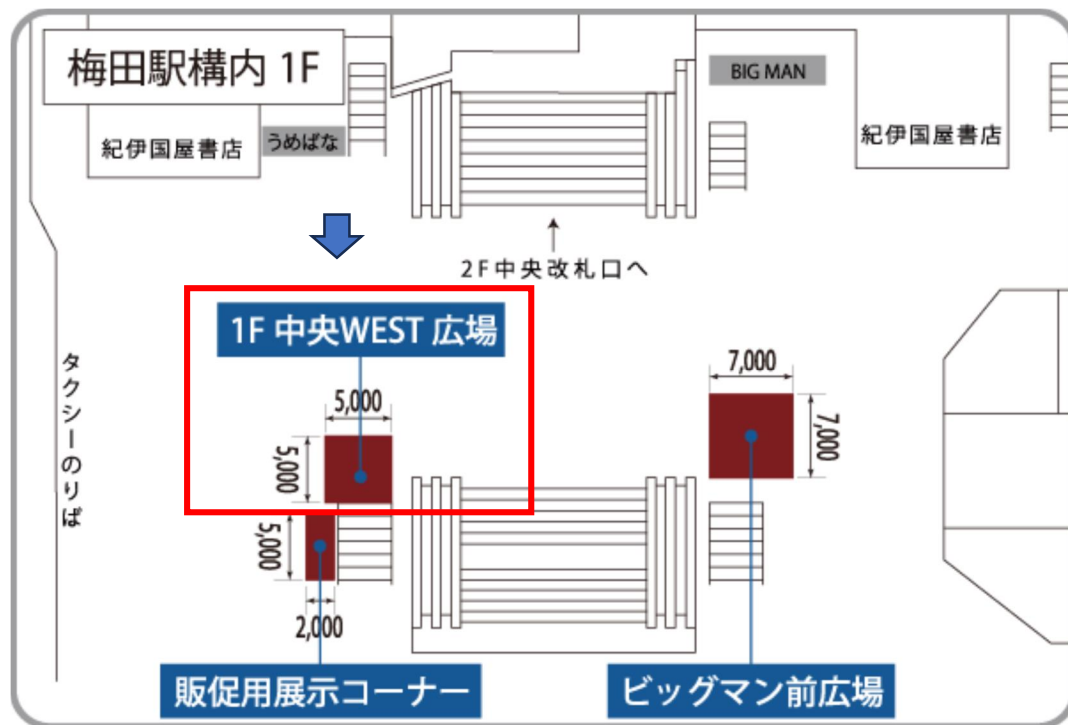
阪急梅田 2 階中央催事店について



阪急大阪梅田駅 1 階イベントスペースについて

阪急大阪梅田駅は地上3階建てで、1階エスカレーターより地下街へ直結
改札は3階、2階中央、2階茶屋町口の3カ所あるが、主な顧客動線は3階と2階中央改札に集中
イベントスペースが立地する1階広場は、2階中央改札と地下街をつなぐ動線上にあり、約30万人/日が往来するエリアに位置

2019年度調査データ



区画名	1 F中央WEST広場
面積	25m ² (5m × 5m)
電気容量	100V 1.5kW 2カ所
給排水設備	なし
倉庫	なし
屋内外	半屋外
利用可能時間	10：00 - 20：00 時間外利用は要相談
設営時間	前日22：00～（24：30～翌4時シャッター閉鎖）
撤去時間	イベント終了後～22：00完全撤収
警備	要手配 ・搬出入時2名、イベント実施時2名 うち1名は交代要員として待機 ・会社指定あり
荷捌き用駐車スペース	あり（要申請）

